

財務省告示第三百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

四 法律及びそ 十九年度における財政運営のた

五 法律（平成十九年法律第二十

六 号）第二十一条並びに特別

七 会計に関する法律（平成十九年

八 法律第二十三号）第四十六条第

九 一項及び附則第七十六条第一項

十 社債等の振替に関する法律（平

十一 成十三年法律第七十五号）以

十二 下「振替法」という。の規定の適

十三 用を受けるものとし、その振替

十四 機関は日本銀行とする。

十五 価格を競争に付して行われる入

十六 札（以下「価格競争入札」とい

十七 う。）による発行（以下「価格競

十八 争入札発行」という。）、価格競

十九 争入札と同時に行われる入札で

二十 あつて、価格競争入札において

二十一 定められた利率をその利率と

二十二 し、価格競争入札において募入

二十三 の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適

用等

四 発行方法

五

方募

別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
 参 市 及 入 価 者 別 債 発 競
 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
 者 特 国 発 競 加 場 入 入 札 格 競 入
 者 特 国 発 競 加 場 入 入 札 格 競 入
 者 特 国 発 競 加 場 入 入 札 格 競 入

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と て 価
 入 場 も 加 、 た び 格 国 を 場 あ 争 争 と て 格
 札 特 の 者 後 価 債 定 特 あ 争 争 と て 格
 発 別 に 者 財 に 格 市 参 参 参 参 参 参 参
 行 参 よ り と 務 大 行 争 争 争 争 争 争 争
 一 者 行 臣 が 札 札 札 札 札 札 札 札 札
 と 第 行 各 発 行 行 行 行 行 行 行 行
 いう。以下、非価格競

争 入 札 発 行 一 という。)

も 各 争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と て 価
 の 申 入 札 発 行 一 という。)

申 込 の うち 応募 価格 の 高い
 申込みの範囲内において各
 応募額を割り当てると
 各市場の特別参加者ごとの
 応募額を案分により

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競
行 争 額 行 争 非

特 国
別 債
参 市
加 場

札 非
発 競
行 争
入

の 平 三 い に 関 の 平 六 て 基 附 八 債 の に 二 て 基 す た 成 八 つ 定 う 円 額
た 成 百 て 基 す た 成 千 は づ 則 十 に 規 関 十 は づ る め 十 十 い に ち 面
め 十 万 ` づ る め 十 七 ` き 第 億 つ 定 す る に 億 ` き 法 の 九 一 て 基 ` 金
の 九 円 額 き 法 の 九 百 額 発 七 九 い に る 億 額 行 第 二 の 年 億 は づ 財 額
公 年 面 行 第 公 年 十 五 金 し 六 百 は づ ` き 律 公 債 度 三 ` き 政 一 兆
債 の に 額 し 二 債 の に 万 額 た 条 十 額 は づ ` き 第 二 の 行 け 百 額 行 第 一
の 発 行 七 十 二 億 八 千 つ 定 に 營 の 平 百 に 規

十 十
一 一
発

十 十
三 二

十 十
四 四

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 発
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 市 行 札 競 札 格 行 行
利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 入 行 争 格 日
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

後 第
の 二
利 期
子 以

す
る
。
平 成 十 九 年 九 月 二 十 日

銭 額 銭 額 銭 額
面 以 面 面
金 上 金 金
額 の 額 額
百 所 百 百
円 れ 円 円
に ぞ れ の 応 募 価 格
つ き 百 円 四 十 二
百 円 四 十 七

年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト
平 成 二 十 年 三 月 十 日
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十
九

十
八

十
七

十
六

十
五

償還期
償還額
元利支
払場所
入札参
加者
払込期
日

利子を
支払う。
平成二
十九年
九月二
十日

額面金
額百円
につき
百円

日本銀
行

財務大
臣から
通知を
受けた
者

平成二
十九年
九月二
十日